

宮崎県海域の漁業補償区域における固定式刺網漁業許可の取扱方針

宮崎県農政水産部

宮崎県地先海面において、漁業補償により共同漁業権等を放棄した海域では、共同漁業権に基づく共同漁業はもとより、許可漁業についても原則として行われていないが、これら海域の一部区域（以下「対象区域」という。）では、新たに設置された構造物等による魚礁効果からいせえびが多数生息し、固定式刺網（いせえび磯建網）漁業の良好な漁場の形成が見られる一方で、漁業生産活動に利用されないために密漁の温床となる懸念がある。

このため、漁業補償区域という特殊な事情を考慮した上で、水面の総合的利用を通じた漁業生産力の発展や密漁抑止を目的に対象区域において固定式刺網漁業（いせえび磯建網）漁業（以下「対象漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）を行うこととし、その許可等の取扱いについては、宮崎県漁業調整規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

（許可等の制限措置及び条件）

第1 知事は、規則第11条第1項及び第13条第1項の規定により、対象漁業に係る許可等の制限措置及び条件（以下「制限措置等」という。）その他の事項について別表1に定める。

2 漁業管理課は、対象漁業の許可に当たって制限措置等を定めようとするときは、別表1の漁場利用調整地域に住所を有する関係漁業者等に意見を聴いた上で、次の各号に掲げる港湾を管理又は所管する機関（以下「協議機関」という。）から書面による承諾を得なければならない。

（1）延岡新港、油津港及び福島港

宮崎県港湾課長及び宮崎海上保安部長

（2）細島港

宮崎県港湾課長、細島港長及び国土交通省九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長

（3）宮崎港

宮崎県港湾課長、宮崎海上保安部長及び国土交通省九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長

（許可等の有効期間）

第2 対象漁業の許可の有効期間は、規則第15条第2項の規定により、別表1に定める漁業時期と同一とする。

2 対象漁業の起業の認可の有効期間は、前項の規定による許可の有効期間の満了の日までを限度とする。

(継続の許可等)

第3 対象漁業は、規則第14条第1項第1号又は第4号の規定による継続の許可等の対象としない。

(許可等の基準)

第4 規則第11条第5項の許可等の基準は、別表1の漁場利用調整地域の市町村に住所を有する沿海漁業協同組合（以下「関係漁協」という。）から推薦を受けた者の申請を優先する。

2 前項の規定による申請又は関係漁協の推薦がない者の申請が複数なるときは公正な方法でくじを行い許可等をする者を定める。

(変更の許可の基準)

第5 規則第16条の規定による変更の許可は、別表1で定める制限措置のうち、船舶の総トン数又は推進機関の馬力数に係る変更のみ認め、その規定の範囲内で変更を認める。

(申請事務の手続)

第6 申請の経由機関、申請書の様式、添付書類等については、宮崎県漁業許可の事務処理要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、次の該当する書類を添付しなければならない。

- (1) 固定式刺網漁業（いせえび磯建網漁業に限る。）の許可証の写し又は漁船登録票の写し
- (2) 様式第1号に定める誓約書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(資源管理の状況等の報告)

第7 規則第21条の規定による報告は、要領に定めるとおりとする。ただし、要領第5の第2項は適用しないものとする。

附 則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

1 この方針は、令和7年2月1日から施行する。

別表1 補償区域内における固定式刺網漁業に関する制限措置、条件及び漁場利用調整地域

制限措置						条件	漁場利用調整地域	
漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可等をすべき船舶等の数		
いせえび磯建網漁業（漁業補償区域内）	申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	次の基点第317号、ニ、ホ、へ及び基点第318号を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域のうち、協議機関（※1）から承諾を得た区域に限る（別途公示）。 基点第317号 延岡市新浜町1丁目8935の31番地に設置した標柱 基点第318号 延岡市大字土々呂丸べ山に設置した標柱(昭和47年12月12日付県告示第1217号) ニ 基点第317号から71度38分749メートルの点 ホ 基点第318号から58度750メートルの点 へ 基点第318号から90度470メートルの点	9月1日から翌年4月14日までのうち、協議機関（※1）から承諾を得ている期間（別途公示）	次の1)及び2)のいずれにも該当する者 1)規則第4条第1項第11号の固定式刺網漁業（ただし、いせえび磯建網漁業に限る。）の許可のうち、操業しようとする漁業補償区域に隣接する海域を操業区域とする許可を受有している者又は漁業補償区域を一部としていた共同漁業権に基づく第2種共同漁業（磯建網漁業に限る。）を行使している者 2)直近2か年にわたり、当該漁業種類の許可又は起業の認可を受けて	別途公示	1)網は一重網とする。 2)網は午後3時以降投網することとし、毎朝揚網しなければならない。 3)浮子は白色塗装したものを使用する。 4)漁具の敷設中は、昼間にあつては標識を、夜間にあつては黄色の標識灯を当該漁具に設置しなければならない。 5)標識及び標識灯の設置位置は、原則として網の始点、中央、終点とし、網が屈曲する場合には、中央の代わり屈曲点に設置しなければならない。 6)使用する反数は25反以内とする。 7)操業にあたっては、旗（縦60cm×横45cm、赤色）を外から見えやすい場所に掲げなければならない。	延岡市（北浦町を除く）
			次の基点第322号、基点第320号、イ及び基点325号を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域のうち、協議機関（※1）から承諾を得た区域に限る（別途公示）。 基点第320号 東臼杵郡門川町、日向市界イクイ礁灯台 基点第322号 東臼杵郡門川町五十鈴川河口五十鈴バエ南端 基点第325号 日向市高尾山三角点頂上 イ 基点第325号から90度の見通し延長線と、基点第320号と日向市細島灯台見通し線との交点				1)網は一重網とする。 2)網は午後3時以降投網することとし、毎朝揚網しなければならない。 3)漁具の敷設中は、昼間にあつては赤旗の標識を、夜間にあつては標識灯を当該漁具に設置しなければならない。 4)標識及び標識灯の設置位置は、原則として網の始点、中央、終点とし、網が屈曲する場合には、中央の代わり屈曲点に設置しなければならない。 5)使用する反数は30反以内とする。	日向市

		<p>次の基点1から基点2を結ぶ水神松三角点(北緯 31度54分15秒、東経131度27分32秒)を中心とする半径4,000メートルの円弧、基点2から基点8を順次直線で結んだ線と基点1から基点8を結ぶ最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域のうち、協議機関(※1)から承諾を得た区域に限る(別途公示)。</p> <p>基点1 水神松三角点から20度21分00秒距離4,000mの点 基点2 基点1から115度28分00秒距離600mの点 基点3 基点2から145度20分00秒距離2,152mの点 基点4 基点3から226度40分00秒距離2,500mの点 基点5 基点4から189度49分00秒距離1,550mの点 基点6 基点5から189度27分00秒距離1,323mの点 基点7 基点6から198度00分00秒距離1,265mの点 基点8 基点7から242度59分00秒距離1,110mの点</p> <p>次の基点第341号、基点第342号、基点第343号を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域のうち、協議機関(※1)から承諾を得た区域に限る(別途公示)。</p> <p>基点第341号 油津港導灯前灯 (北緯31度33分19.4秒 東経131度23分58.4秒) から48度1,785メートルの点 基点第342号 基点第341号から212度30分1,004メートルの点 基点第343号 基点第342号から304度30分934メートルの点</p>	<p>いない者</p>	<p>1)網は一重網とする。 2)網は午後3時以降投網することとし、毎朝揚網しなければならない。 3)漁具の敷設中は、昼間にあつては標識を、夜間にあつては標識灯を当該漁具に設置しなければならない。 4)標識及び標識灯の設置位置は、原則として網の始点、中央、終点とし、網が屈曲する場合には、中央の代わりに屈曲点に設置しなければならない。 5)使用する網の長さは1,200メートル以内とする。</p> <p>1)網は一重網とする。 2)網は午後3時以降投網することとし、毎朝揚網しなければならない。 3)漁具の敷設中は、昼間にあつては標識を、夜間にあつては標識灯を当該漁具に設置しなければならない。 4)標識及び標識灯の設置位置は、原則として網の始点、中央、終点とし、網が屈曲する場合には、中央の代わりに屈曲点に設置しなければならない。 5)使用する網の長さは1,500メートル以内とする。</p>	<p>宮崎市 (佐土原町を除く)</p> <p>日南市 (南郷町を除く)</p>
--	--	---	-------------	---	--

		<p>次の基点第356号、基点第357号、基点第358号、ニ、ホ及び基点第359号を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域のうち、協議機関（※1）から承諾を得た区域に限る（別途公示）。</p> <p>基点第356号 高松三角点 { 北緯31度26分53秒 東経131度01分34秒 } から100度43分00秒3,127メートルの点</p> <p>基点第357号 基点第356号から169度30分00秒137メートルの点</p> <p>基点第358号 基点第357号から262度39分00秒76メートルの点</p> <p>基点第359号 ホから351度32分00秒1,496メートルの点 ニ 基点第358号から170度30分00秒93メートルの点 ホ ニから260度23分00秒1,912メートルの点</p>		<p>1) 網は一重網とする。 2) 網は午後3時以降投網することとし、毎朝揚網しなければならない。 3) 浮子には漁船名を書いたものを使用する。 4) 漁具の敷設中は、昼間にあっては標識を、夜間にあっては標識灯を当該漁具に設置しなければならない。 5) 標識及び標識灯の設置位置は、原則として網の始点、中央、終点とし、網が屈曲する場合には、中央の代わりに屈曲点に設置しなければならない。 6) 網の長さは1隻当たり5反までとする。</p>	串間市
--	--	--	--	---	-----

※1：各港湾における協議機関は次のとおり

- (1) 延岡新港、油津港及び福島港
宮崎県港湾課長及び宮崎海上保安部長
- (2) 細島港
宮崎県港湾課長、細島港長及び国土交通省九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長
- (3) 宮崎港
宮崎県港湾課長、宮崎海上保安部長及び国土交通省九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長

様式第1号

誓約書

年 月 日

宮崎県知事殿

住所
氏名

私は、今般申請する当該許可漁業の操業区域が共同漁業権に基づく共同漁業及び許可漁業が原則として認められない区域であることを踏まえ、この漁業許可については特例的に許可されるものであることを理解した上で、この漁業許可の制限措置及び条件を遵守することはもとより、操業区域内において、港湾等の工事や管理に支障を及ぼすことがないように操業することを誓約します。